

2017~2018

地区ガバナー / 第1副地区ガバナー / 第2副地区ガバナー



選挙公報

Lions Clubs International 330-A

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区



Lions Clubs International 330-A

選挙管理委員会からのご報告とお願い



ライオンズクラブ国際協会
330-A 地区選挙管理委員会
委員長

木島 庄市

2017年3月1日（水）地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーの立候補の届出を締め切りました。

その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名・第2副地区ガバナー立候補者2名より立候補の書類の提出がありました。

同月10日（金）選挙管理委員会により、各立候補者の資格審査を厳正に行った結果、立候補者全員が有資格者であると承認しました。

従って、2017年4月17日（月）開催の330-A地区第63回年次大会（東京プリンスホテル）において、代議員各位により次期地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーを選出致します。

尚、選挙運動期間は、公示日の2017年3月30日（木）の翌日すなわち3月31日（金）から4月16日（日）までとなります。

各立候補者の皆さんは、4月17日（月）の年次大会・第1日目の代議員総会において、立会演説を行って頂きます。

代議員各位におかれましては、クラブを代表して投票する貴重な1票であることを認識して、当日は必ず代議員会に出席し、くれぐれも棄権することなく、又、当日は余裕をもって（時間厳守）登録を済ませ会場入りして、選挙に臨んで下さい。ご協力をお願い致します。

地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	細川 孝雄 (ほそかわ たかお)
所属	第3R・第3Z 東京赤坂LC (会員番号 983954)
生年月日	昭和29年9月19日 満62歳
住所	〒158-0081 東京都世田谷区深沢5-26-6
現職及び職歴	昭和52年より昭和60年まで株式会社帝国ホテルにて勤務 現在、細川商事株式会社代表取締役社長

ライオン歴

- ・1989年8月 東京赤坂ライオンズクラブ入会 (チャーターメンバーでない)
 - ・1996年～1997年 クラブ幹事
 - ・1998年～1999年 330-A地区 指導力育成委員会 委員
 - ・1999年～2000年 クラブ会長
 - ・2003年～2004年 330-A地区 エクステンション委員会 委員
 - ・2004年～2005年 クラブ理事
 - ・2006年～2007年 330-A地区 政策会則長期計画委員会 委員
 - ・2007年～2008年 330-A地区 第3R第3Zゾーン・チェアパーソン
 - ・2008年～2009年 330-A地区 キャビネット副会計
 - ・2009年～2010年 330-A地区 第3Rリジョンチェアパーソン
 - ・2010年～2011年 330複合地区 若手指導力委員会 副委員長・クラブ理事
 - ・2011年～2012年 330-A地区 エクステンション委員会 委員長・クラブ理事
 - ・2012年～2013年 330-A地区 キャビネット会計
 - ・2013年～2014年 330複合地区 会則会員委員会 副委員長
 - ・2014年～2015年 330複合地区 女性参加委員会 副委員長
 - ・2015年～2016年 330-A地区 第2副地区ガバナー
 - ・2016年～2017年 330-A地区 第1副地区ガバナー
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回

主なアワード

- 国際会長感謝状1回
- 国際会長リーダーシップ賞1回

所信表明

この度、2017～2018年度330-A地区ガバナーに立候補いたしました3R・3Z東京赤坂ライオンズクラブ所属のL細川孝雄です。

私は、1989年に東京赤坂LCに入会し、以降クラブ会長、ゾーンチェアパーソン・キャビネット副会計・リジョンチェアパーソン・地区エクステンション委員長、この時には東京平成・東京キング・東京ゴルフ・東京レスキューの4つのクラブを結成することができました。

その後、キャビネット会計等を経験し、2015年には第二副地区ガバナーとしてご承認を頂き、現在は第一副地区ガバナーであります。

私のテーマは、「ゼロトウワン」であります。

0→1

無から有を生み出すには相当のエネルギーと多少の運が必要でしょう。

私もエクステンションで経験しましたが何も無いところから働きかけて新しいクラブを作るといのはとても大変なことです。

しかし、何も働きかけなかったら何も生まれません。では具体的に何をするかについて述べたいと思います。

1. 100周年記念事業

今年はいよいよライオンズクラブが誕生して100年を迎えました。

昨年は村木期において100周年事業として薬物乱用防止パレードを銀座で盛大にやっていただきました。私は、シカゴ国際大会も含めた100周年記念誌を私の期に発刊したいと存じます。

次に330-A地区発信の100周年記念ライオンズクラブの歌を作りたいと存じます。

100周年特別委員会のもと、プロジェクトチームを編成し広く公募したいと存じます。

ライオンズヒムの様に永く継がれる歌が出来れば100周年レガシープロジェクトになると考えておりますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

2. 地球にやさしく

シカゴ国際大会では元副大統領のアルゴア氏が基調講演を行います。トランプ氏は、地球温暖化は「まやかし」と言っておりますが私はそう思っておりません。北極の氷は解けだし昨年インドニューデリーでは摂氏47℃に達し、400人もの方が亡くなっています。このままの状態を放置すれば2100年には東京の温度は44℃に達するとのことであります。異常気象は世界中あらゆる所で散見されています。喫緊の課題として取り組んで参ります。

3. 東日本・熊本震災復興支援

いまだに多くの方が不自由な生活を強いられておりますので支援を継続して参ります。

4. 会員の相互の和

私は、人は人との繋がりを感じられたときに一番幸せを感じずと思っています。

ウィンストン・チャーチルはかつてこう述べました。

「人は得るもので生活するが与えるものによって人生を形作る」

今年が、330-A地区にとって最高の年になるように努力いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第1副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	今井 文彦 (いまい ふみひこ)
所属	第8R・第2Z 東京巣鴨LC (会員番号 418925)
生年月日	昭和29年3月6日 満63歳
住所	〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-26-5
現職及び職歴	今井保全株式会社 代表取締役 就任 株式会社アイウエーブ 代表取締役 就任

ライオン歴

- ・1996年10月8日 東京巣鴨ライオンズクラブ入会 (チャーターメンバーでない)
- ・1999年～2000年 クラブ幹事
- ・2000年～2001年 社会福祉・環境保全委員会 委員
- ・2001年～2002年 クラブ理事
- ・2002年～2003年 クラブ理事
- ・2003年～2004年 クラブ幹事
- ・2004年～2005年 クラブ理事
- ・2005年～2006年 クラブ会長
- ・2007年～2008年 330-A地区 キャビネット副幹事
- ・2008年～2009年 330-A地区 8R-2Zゾーン・チェアパーソン
- ・2009年～2010年 330-A地区 8Rリジョン・チェアパーソン
- ・2010年～2011年 クラブ会長
- ・2011年～2012年 330-A地区 法人化検討委員会 委員
- ・2012年～2013年 330-A地区 国際協調委員会 委員長
- ・2013年～2014年 クラブ会計
330複合地区 中長期ビジョン委員会 委員
330-A地区 国際協調・モンゴル友好委員会 SPA
- ・2014年～2015年 クラブ会計、330複合地区 中長期ビジョン委員会 委員
330-A地区 会員増強委員会 副委員長
- ・2015年～2016年 クラブ会計、330複合地区 中長期ビジョン委員会 副委員長
- ・2016年～2017年 330複合地区 ガバナー協議会 参与
330-A地区 第2副地区ガバナー
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回

主なアワード

- 2007年～2008年 マヘンドラ・アマラスリヤ国際会長感謝状 キャビネット副幹事として受賞
- 2008年～2009年 アルバート・F・ブランデル国際会長感謝状
ゾーン・チェアパーソン世話人として受賞
- 2015年～2016年 ジョー・プレストンLCIF理事長感謝状
理事長公式訪問時の記念献金に対して受賞

所信表明

2017年～2018年 330-A 地区第1副地区ガバナーに立候補致します 8R-2Z 東京巣鴨ライオンズクラブ所属のL今井文彦です。ライオンズクラブは100年の歩みを経てまいりました。私は先人たちの素晴らしい奉仕活動を承継しつつ、次代に向けた新たな取り組みを進めて行きたいと考えております。

私のテーマは「100年後の第一歩 全メンバーで綴るアクティビティの始動」を進めて参ります。

●ライオンズクラブの過去を学び未来に責任を持ち 330-A 地区から、始めよう

白い杖を持っている人を見れば、周りの人達は、心を配り、手を差し伸べます。この活動が世界的な活動に定着したのは、ライオンズクラブが手を差し伸べたからです。世界中には私たちが手を差し伸べなければならない問題が山積んでいます。世界的なテロの勃発、難民問題、気にすればするほど多くの問題があります。330-A 地区の将来を担う子供たち、すなわち子どもの貧困問題が差し迫っています。

●取組むべき課題、充実したアクティビティと女性会員の協力の必要性

「高齢社会」から生ずる課題は、限られた予算を優先課題として取り組まれ、政策が実施されていますが、子どもの貧困問題（児童福祉）では十分に機能しているとは言えない状況にあります。行政の対応では賄い切れず、NPOなど地域の心ある人々によって支えられている現状です。同時にライオンズクラブが取組むアクティビティとして、この課題に対して正面で向き合い長期展望に立った支援体制構築の必要性を強く思う次第であります。児童達の支援においては現実には多くの専門知識・経験・体力も求められる事でしょう。今までの、ライオンズクラブのアクティビティには、女性の力を必要とするアクティビティが多くはありませんでした。このことは女性会員の定着率を下げてきました。やりがいのあるアクティビティがあれば、女性会員が定着するだけでなく、女性会員の増加にも繋がります。こうして、ライオンズクラブは男性会員、女性会員共に会員増加も可能となります。充実アクティビティこそが、会員増強のための最も有効な手段なのです。

●各クラブと地域福祉ボランティア団体との共生の実現

「子供の貧困」「青少年育成」「薬物乱用防止」「介助犬保護活動」これらの取組に関して、様々な方々と問題意識を共有し、地域の方々と交えた、若い次世代のリーダーたちと有機的な交わりを持つことには意味があると思います。彼等が積極性と行動力を併せ持ち、ライオンズクラブの新会員としてお迎えするのに相応しい資質を既に持ち備えているということです。私たちの国「日本」では、チャリティーや善意の寄付などが根付き難いと言われていますが、最近話題のCSR（Corporate Social Responsibility）を体現しているニュージェネレーションが着実に育っているようです。彼等のような人材こそ、ライオンズクラブの尊いスピリットの継承者として参加してほしいと考えております。

●退会防止に向けて

ライオンズクラブの本質の勉強を改めて行いたいと考えます。新入会員へのオリエンテーションは各クラブで行われていますが、今一度全メンバーとライオンズの認識を深める時期に来ていると思います。100年の経過と共に理解不足になっているのではないのでしょうか。退会防止の為にライオンズクラブの原点に戻り、勉強をし皆さんと共に101年のスタートを歩みましょう。

●リジョンと各クラブの共生

各クラブ単位は無論のことですが、アクティビティをリジョンが集合して活動する事により、社会認知性の高い活動が出来るのだと考えます。チームワークを発揮して行うことによって、有意義な効果をあげるようにと1917年6月アメリカ・シカゴでメルビン・ジョーンズの提唱により誕生した世界最大のボランティア団体である、我々ライオンズクラブのスケールメリットを今こそ生かして行く時だと思えます。

●アクティビティの有益性

ライオンズクラブに入会しアクティビティ活動を通して先輩方の奉仕する姿を学びました。最初の一步は、小さな物かも知れませんが一歩ずつ進めて行く事が大きな力を見出すものだと確信しております。大切な奉仕活動を周知に広めて行く事こそがライオンズクラブが継続して行く絶対要件だと感じている所存でございます。

充実したアクティビティを330-Aから共に始めましょう！

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	伊賀 保夫 (いが やすお)
所属	第1R・第2Z 東京ピースLC (会員番号 3000674)
生年月日	昭和52年6月2日 満39歳
住所	〒153-0063 東京都目黒区目黒2-4-28-1101
現職及び職歴	日本アイ・ビー・エム株式会社 (2004～2009) 藤井ギャラリー株式会社 代表取締役 (2009～) 元目黒区議会議員

ライオン歴

- ・2009年5月1日 東京ワンハンドレッドライオンズクラブ入会 (チャーターメンバー)
 - ・2009年～2010年 330-A地区 広報委員会 委員、クラブ理事
 - ・2010年～2011年 クラブ幹事、クラブ理事
 - ・2011年～2012年 330-A地区 国際理事委員会 委員、クラブ理事
 - ・2012年～2013年 クラブ会長
 - ・2013年～2014年 東京ピースライオンズクラブ結成 (チャーターメンバー)
 - ・2014年～2015年 330-A地区 家族会員増強委員会 委員、クラブ理事
 - ・2014年～2015年 330-A地区 キャビネット副幹事、クラブ理事
 - ・2015年～2016年 330-A地区 1R 2Z ゾーン・チェアパーソン、クラブ理事
 - ・2016年～2017年 330-A地区 クラブアクティビティ活性化プロジェクト委員会 委員長
クラブ理事
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 10回

主なアワード

2014～2015	国際会長 感謝状	ジョー・プレストン会長
2015～2016	LCIF 理事長 感謝状	ジョー・プレストン理事長

所信表明

2017～2018年度、330-A地区第2副地区ガバナーに立候補いたしました、1R2Z東京ピースライオンズクラブ所属のL伊賀保夫でございます。

私のテーマは「櫛(たすき)をつなぐ」と決めました。

ライオンズクラブの歴史を築き上げてきた諸先輩方から学び、櫛を受け継ぎ、この100周年を機に共に振り返り、未来を見据えていきたいと考えております。

ボブ・コーリユー国際会長の言葉通り、ライオンズクラブとは、人のために奉仕することに喜びを感じる人々の集まりです。皆さまの身近に困っている方がいらっしゃれば、ぜひお話を聞かせていただき、ともに世のため人のためになる奉仕活動を通じて、一人でも多く困っている方に手を差し伸べましょう。我々はそのために活動しているのです。

1) メンバー満足度の向上 →「感動・感激」の奉仕活動へ

人は、期待通りに成果が成し遂げられた時、満足感を得られます。100%の期待を1%でも超えることができれば、その満足感は感動・感激の気持ちへと変化することでしょう。私は、メンバーの皆さまがライオンズクラブの奉仕活動を通して感動・感激を感じられる組織を目指していきます。

諸先輩と若い世代の櫛をつなぐ。メンバーは老若男女、入会歴も様々いらっしゃいます。全てのメンバーがL字に誇りを持ち、ライオンズ活動にやり甲斐を得られる組織運営や環境作りを大事にします。メンバーの満足度を高め、奉仕活動で感じる感動のパワーが、自然と会員増強・会員維持につながる運営をいたします。

シニアメンバーの皆さまには、ライオンズクラブの歴史や伝統、社会貢献への実績や魅力を次世代に伝えていただきたく存じます。近年増え続けている女性会員・家族会員の皆さまにも積極的にご参加いただけるプログラムやアクティビティの充実を図り、周りの社員やお友達にも楽しんでご参加いただきながらライオンズクラブの認知度を高め、より活気のある組織運営を心掛けてまいります。

2) 「団結の力」による社会奉仕の最大化

メンバー個人、単一クラブでの目標達成は素晴らしいですが、個々の力を結集して一つの目標に向けて努力することで、今まで以上に社会奉仕の成果を上げることができます。ゾーン単位、リジョン単位、友好クラブ単位での合同アクティビティや合同例会を推奨し、

より楽しくより大きな社会貢献を目指します。

今期、私が委員長として活動しておりますクラブアクティビティ活性化プロジェクト(CAP)委員会でも成果を上げている以下3つの観点をキャビネットの機能として生かしたいと考えております。

① アクティビティカレンダー：

キャビネット行事、委員会の各セミナー、クラブ周年行事・アクティビティのカレンダーを地区ホームページにて一元管理・一般公開し、誰もが社会奉仕に参加しやすい環境作りをいたします。

② アクティビティ分析・照会：

クラブ毎のアクティビティ実績の管理だけでなく、奉仕活動のカテゴリーから実践しているクラブを自由に探して参考にできる環境作りを行い、他クラブのアクティビティに自由参加して学び、自クラブに生かせるようにします。

③ コンシェルジュ機能：

新規アクティビティ立ち上げのご相談や例会運営の工夫など、キャビネットに蓄積されたノウハウをご提供し、例えば年会費を抑えてクラブ運営を行う方法や若手会員獲得・会員維持、ITやSNSを活用したクラブ運営をお手伝いいたします。

3) 世界を見据えて

ライオンズクラブ国際協会は、世界140万人のメンバーを有する社会奉仕団体です。国際協会の方針やルールに沿った運営の下、世の中の変化にいち早く対応し、タイムリーで正確な情報連携を実現してまいります。

今日、スマートフォンの普及もあり、誰もが世界中の情報をリアルタイムで得られる時代になりました。330-A(東京)が日本地区そして世界中のライオンズクラブが憧れる模範地区になるべく、先にも述べたとおり、これからは小さなまとまりから始まり、クラブや地域を超えた連携も視野に置き、世界のライオンズクラブが共に手を取り、人道的な奉仕活動を実現してまいります。

皆さまとともに、白い杖、すずらん給食のように歴史に残るようなアクティビティを作り上げていきます。すずらん給食は、まさにライオンズ諸先輩方の知恵、理解、行動に走る団結の力と地域を越えて櫛をつないだ結果です。これこそが汗と涙と感動を生み、感激できるアクティビティであり、ライオンズスピリットだと確信しています。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	進藤 義夫 (しんどう よしお)
所属	第10R・第2Z 東京世田谷LC (会員番号 2891129)
生年月日	昭和38年12月28日 満53歳
住所	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀3-13-22-208
現職及び職歴	平成3年4月～平成13年3月 精神障害者共同作業所T&E企画所長 平成13年7月 特定非営利活動法人障害者支援情報センター設立 理事長 精神保健福祉士・臨床心理士

ライオン歴

- ・2008年7月20日 東京世田谷ライオンズクラブ入会 (チャーターメンバーでない)
- ・2009～2010年 クラブ理事
- ・2010～2011年 クラブ幹事、クラブ理事
- ・2011～2012年 クラブ会長
- ・2012～2013年 10R2Zゾーン・チェアパーソン、クラブ理事
- ・2013～2014年 330-A地区 キャビネット副幹事、クラブ理事
- ・2014～2015年 クラブサクセス・CEP・会員維持委員会 委員長
- ・2015～2016年 330-A地区 キャビネット幹事
- ・2016～2017年 330-A地区 GMTコーディネーター
※メルビン・ジョーンズ・フェロー5回

主なアワード

- 2011～2012年 Dr.Wing-Kun Tam 国際会長：国際会長感謝状
- 2011～2012年 Dr.Wing-Kun Tam 国際会長：国際会長感謝状 (2回目)
- 2013～2014年 Barry J. Palmer 国際会長：国際会長感謝状
- 2015～2016年 山田寛廣 国際会長：国際会長賞

※その他

ライオンズクラブ国際協会公認ガイディングライオン
CEPファシリテーター

所信表明

私は、2008年7月東京世田谷ライオンズクラブへの入会以来、今日に至るまで、毎年約50回以上の他クラブへの例会訪問を行う傍ら、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長、キャビネット幹事などの役職を拝命し、ライオンズ活動について幅広く勉強させていただき、数多くの素晴らしいメンバーとのご縁に恵まれました。

私はこれまでの体験を通じて、ライオンズクラブは誇るべき団体であると確信しております。100周年の節目を迎えたライオンズクラブは、今こそ創始者メルビン・ジョーンズの志を受け継ぎ、「We Serve」を絆として強い決意をもってライオニズムの高揚と奉仕活動に取り組まなければならないと考えます。

このたび、ライオンズクラブ国際協会330-A地区2017～2018年度 第2副地区ガバナーに立候補するにあたりまして、次の3つの信念のもとに、330-A地区の更なる発展に力を尽くす所存であります。

1. クラブこそライオンズの原点！

言うまでも無く、ライオンズクラブの原点はクラブであり、ライオニズムの拡大はクラブの活性化にかかっています。キャビネットの役割はクラブを支援し、各クラブにより元気になっていただくことです。各クラブが主役となって輝けるように支援してまいります。

具体的には、クラブ会長との双方向コミュニケーションが円滑にできる仕組みの構築や、諮問委員会の議事をキャビネットと共有する方法の検討などを通じて、各クラブが抱えている諸問題の把握と解決に努めるとともに、よきアクティビティの情報共有、女性会員・家族会員の重用や支部結成など様々なアイデアを意見交換し、連帯を深めていきたいと考えております。

2. アクティビティはメンバーの誇り！ ～ 奉仕にこだわり、会員増強を

ライオニズムの基本は奉仕と連帯です。多くの例会訪問を通じて、それぞれのクラブが長年にわたり地道に地域社会に貢献し、素晴らしいアクティビティを行っているのを拝見してまいりました。各クラブがこれまで以上にアクティビティに誇りをもって取り組むことで、仲間が増えてクラブは必ず活性化すると考

えます。しかしながら、長年同じ奉仕活動を継続する中で、奉仕される側の感動は薄れ、メンバーのモチベーションは低下しがちです。そこで私は、各クラブのアクティビティの素晴らしさを再発見する機会を創ります。

また、会員増強はいつの時代も最重要の課題です。現在、330-A地区の会員数は約6500名ですが、正会員（家族会員2人目以降を除く）の人数は5000名に達していません。従いまして、アクティビティに携わる会員数を増やしていきたいと考えております。

そのためにも、女性会員や家族会員も参加しやすいアクティビティの再発見、アクティビティを中心とする支部クラブの結成などに力を注いでいきたいと考えております。

3. 情報の共有と発信で心をひとつに！

会員増強・活性化など何事においてもPRは大切です。よきアクティビティを再発見し、見過ごされてきた素晴らしい成果を広く紹介し、もっとライオンズの魅力を伝えることが非常に重要だと考えております。

そこで、テレビや新聞といったマスメディアの活用はもとより、フェイスブックやインスタグラムなどの時代に合ったツールも用いてライオンズの有意義な活動を外部へ発信するとともに、330-A地区内での情報共有に注力します。これにより、キャビネットやクラブ間の交流が円滑化して地区全体が強力な1つのチームとして機能すると考えます。

現状ではクラブの発信力に格差があり、クラブからの情報に偏りがあります。そこでゾーン・チェアパーソンの協力のもと、PR担当の核となる人材（ゾーン・チェアパーソンご自身が最も適任と存じます）を各ゾーンに配置し、地区ホームページとも連動した、遅滞ない情報発信・共有に努めます。

以上の方針に則り、私、L進藤義夫は330-A地区の皆様と共に手を携えて、一致結束したガバナーチームの連携のもと、一步一步前進に寄与できるよう尽力いたす所存であります。皆様のご支援を賜りたく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第63回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は592名とする(3/10現在)
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は21名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものををもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席/登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、12時00分より12時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、13時00分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので12時50分までには登録手続きを済ませること。12時50分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、13時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1/第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会代議員総会第一日目(4月17日)とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めるとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙管理委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①~⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのピラマキ、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

2017-2018年度地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙規定

第一章

第1条 (規定の目的)

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条 (選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条 (立候補の届出)

1. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。
2. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条 (代議員名簿)

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿(電子媒体)の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿(電子媒体)は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条 (選挙責任者)

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条 (選挙運動の禁止事項)

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間(選挙運動期間)以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に行方すること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条 (文書による運動)

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書(内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による)のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条 (違反に対する処置)

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。

2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条 (選挙公報)

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条 (公開討論会又は、立会演説会)

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条 (投票用紙)

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条 (当選人)

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条 (構成)

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条 (正副委員長)

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、会合順でその職務を代行する。

第20条 (服務規定)

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条 (違反行為の連絡)

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条 (選挙管理委員会の義務)

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条 (委員に対する制約)

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年1月17日一部改定。
5. 平成18年4月22日一部改定。
6. 平成19年3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月6日一部改定。
9. 平成22年11月8日一部改定。
10. 平成23年6月13日一部改定。
11. 平成24年11月26日一部改定。
12. 平成25年1月21日一部改定。
13. 平成25年11月25日一部改定。
14. 平成26年11月25日一部改定。
15. 平成27年1月19日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

選挙日程

1 立候補届出日

受付日時：2017年3月1日（水）13時30分～16時30分

締切：当日限り

受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2 資格審査日

2017年3月10日（金）15時00分～

3 公示日

2017年3月30日（木）

4 選挙運動期間

2017年3月31日（金）

～

2017年4月16日（日）

5 立会演説会

4月17日（月）第63回年次大会 代議員総会第一日目において
各立候補者より所信表明をいただきます。

6 選出日

第63回年次大会 代議員総会 第一日目

2017年4月17日（月）

東京プリンスホテル